TONE株式会社

証券コード：5967

第 84 回　定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2019年８月29日（木曜日）午前10時
受付開始：午前９時

開催場所

大阪市浪速区湊町１丁目２番３号
ホテルモントレ　グラスミア大阪　21階「ブルーベル」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目　　次

第84回定時株主総会招集ご通知…… 1
（添付書類）
事業報告…… 3
連結計算書類…… 17
計算書類…… 27
監査報告…… 34
株主総会参考書類…… 37

証券コード　5967
2019年８月９日

株　主　各　位

大阪市浪速区湊町二丁目１番57号
TONE株式会社
取締役社長　松　村　昌　造

第84回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年８月28日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2019年８月29日（木曜日）午前10時
2. 場　　所　大阪市浪速区湊町１丁目２番３号
ホテルモントレ　グラスミア大阪　21階「ブルーベル」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

**株主総会ご出席株主様へのお土産の配付を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第84期（2018年６月１日から2019年５月31日まで）
   事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期（2018年６月１日から2019年５月31日まで）
   計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案 剰余金の処分の件

第２号議案 定款一部変更の件

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tonetool.co.jp/）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事　　業　　報　　告

（2018年６月１日から2019年５月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用環境の改善を背景に、個人消費に持ち直しの動きが見られるなど景気は引続き回復基調で推移いたしました。

しかしながら、中国経済の減速やＥＵ・米中における通商問題の動向が世界経済に与える影響もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社グループは「『ボルティング・ソリューション・カンパニー』として社会の発展に貢献し、地球上になくてはならない企業をめざす。」ことを企業理念に掲げ、「ボルト締結分野」においてお客様が求める価値を的確に捉え、「スピード感と一体感のある製品開発体制」を基軸に保有技術を有効的に活用し、「締付」に関する課題解決を通じて「信頼」、「安心」、「快適」を提供できる幅広い製品群の開発・製造・販売を推進し、より多くのお客様に「ボルト締結」に最適な手段を提供してまいりました。

併せて、デザインを一新した「次世代工具シリーズ」を中心とした創立80周年にふさわしい魅力のある販売促進活動を展開するとともに、主力製品「シヤーレンチ」製品群および充実のラインアップを誇る「ナットランナー」製品群の販売強化に努めました。

また、ボルト締結に重要な役割を果たす「トルク管理」製品群など、競争優位性の高い製品群の拡張に加え、お客様要望に応えた特殊品対応を行うことによる市場ニーズの把握、新規市場開拓を図るなど売上高の伸長に懸命な努力をいたしました。

さらに、「ＴＯＮＥブランド戦略」として、モータースポーツを応援することを通じて、より多くの人々に工具の魅力を伝えることを目的に、レーサーサポートやレース協賛などを積極的に展開するとともに、現場の声に耳を傾け研究・開発に活かすことで、製品およびサービスの更なる進化と飛躍を目指すなど、新たなＴＯＮＥの可能性を追求してまいりました。

その結果、作業工具類の売上高は、「ＴＯＮＥブランド戦略」を背景に、積極的な提案営業活動を展開するなど営業力の強化を行い35億５千万円となりました。機器類の売上高は、建築土木関連における計画のずれ込みなど弱含みもあり、26億２千６百万円となりました。

従いまして、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は61億７千７百万円（前年同期比1.0％増）となりました。

また、利益面では営業利益は９億８千１百万円（前年同期比13.0％減）、経常利益は10億１千６百万円（前年同期比11.9％減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は８億７千８百万円（前年同期比8.8％増）となりました。

部門	当連結会計年度売上高	構成比	前連結会計年度比
作業工具類	3,550百万円	57.5%	98.4%
機器類	2,626	42.5	104.6
合計	6,177	100.0	101.0
うち輸出高	1,283	20.8	91.6

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、主に営業所建設費用および機械装置等に総額１億２千６百万円の投資を行いました。その所要資金は、自己資金によって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、米中貿易摩擦の深刻化や国際情勢の不確実性などから、引き続き予断を許さない状況が続くと思われます。

当社グループといたしましては、「ボルト締結分野」における競争優位性の高い新製品群の投入に加え、製造・販売体制強化、徹底した原価低減により競争力の強化を図るとともに、海外工場の安定稼働によるグローバルな視点での製造・販売の最適化を進めるなど、グループ協働で収益力強化に取組んでまいります。

また、品質と信頼の世界ブランド「ＴＯＮＥ」の確立をめざし、製品とサービスの拡充、卓越した技術力でお客様に「満足」「感動」「価値」を提供し続けてまいりますとともに、世界に冠たる総合工具メーカーとしての地位を一段と揺るぎないものとするため、全社グループ一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区　　分	2016年５月期	2017年５月期	2018年５月期	2019年５月期 当連結会計年度
売　上　高	5,494百万円	5,784百万円	6,119百万円	6,177百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	560百万円	1,052百万円	807百万円	878百万円
１株当たり当期純利益	272.13円	510.60円	391.78円	424.68円
純　資　産	4,001百万円	5,017百万円	5,791百万円	6,490百万円
１株当たり純資産	1,941.31円	2,434.56円	2,810.85円	3,129.98円
総　資　産	6,192百万円	7,151百万円	7,733百万円	7,997百万円

(注) １．当社は、2017年12月１日付で普通株式５株につき、１株の割合で株式併合を実施しております。2016年５月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益と１株当たり純資産を算定しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等に遡って適用した後の金額となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ロック株式会社	10百万円	100.0%	作業工具類、機器類の販売
TONE　VIETNAM CO.，LTD.	700,000米ドル	100.0%	作業工具類、機器類の製造、販売
利根股份有限公司	7,000,000台湾元	100.0%	作業工具類、機器類の製造、販売

⑹ 主要な事業内容

当社グループの製造ならびに販売する製品を部門別に大別しますと、主なものは次のとおりであります。

部　　門	製　　品　　名
作業工具類	ソケットレンチ、トルクレンチ、エアーツール、スパナ・めがねレンチ、モンキレンチ、プライヤ、ペンチ類、ドライバー、単能レンチ、絶縁工具、特殊工具、工具セット、工具収納器具他
機　　器　　類	シヤーレンチ、建方１番、ナットランナー、パワーレンチ、インパクトレンチ、タイヤレンチ、デジトルク、その他の締付機器

⑺ 主要な営業所および工場

① 当社

営 業 所：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡

工　　場：河内長野工場（大阪府河内長野市）、富田林工場（大阪府富田林市）

② 連結子会社（国内）

ロック株式会社（大阪府大阪市）

③ 連結子会社（海外）

ＴＯＮＥ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ.，ＬＴＤ.（ベトナム）、利根股份有限公司（台湾）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
134名	－

(注) 上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計36名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
129名	－	42.5歳	16.7年

(注) 上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計22名）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	89百万円
株式会社日本政策金融公庫	12

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　3,922,600株
(2) 発行済株式の総数　　2,342,600株（うち自己株式　268,885株）
(3) 株　主　数　　1,351名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社マキタ	160千株	7.71%
日本生命保険相互会社	113	5.46
株式会社山善	95	4.60
株式会社北陸銀行	76	3.66
株式会社関西みらい銀行	76	3.66
前田英治	60	2.89
TONE株式会社従業員持株会	58	2.82
屋敷高夫	56	2.71
SMBC日興証券株式会社	43	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	41	2.01

（注）1. 当社は自己株式268,885株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年５月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	松村昌造	
常務取締役	矢野大司郎	営業本部長、管理部担当
取締役	平尾昌彦	河内長野工場長、品質保証部長、製造部担当
取締役	平尾元宏	開発部長 ロック株式会社　代表取締役 利根股份有限公司　董事長
取締役 (常勤監査等委員)	西岡求	ロック株式会社　監査役
取締役 (監査等委員)	粕井隆	東邦ビジネスコンサルタント株式会社　代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	松井大輔	松井公認会計士事務所　所長 大丸エナウィン株式会社　社外取締役（監査等委員） 利根股份有限公司　監察人

（注）1. 粕井隆氏、松井大輔氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 取締役（監査等委員）粕井隆氏は、経営コンサルタントとしての長年の実績のもと、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。また、取締役（監査等委員）松井大輔氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する相当程度の知見を有するものです。

3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに監査等委員会と内部監査部門の十分な連携を可能とすべく、取締役西岡求氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 会社法第427条第1項の規定により、社外取締役　粕井隆、松井大輔の両氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約における限度額は法令の定める額としております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取　締　役 (監査等委員を除く。)	4名	108,275千円
取　締　役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	26,100千円 (12,450千円)
合　　計	7名	134,375千円

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年８月30日開催の第81回定時株主総会において年額１億8,000万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年８月30日開催の第81回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　　分	氏　　名	兼職先法人等名
取　締　役 (監査等委員)	粕　井　　隆	東邦ビジネスコンサルタント株式会社　代表取締役社長 当社と上記１法人等との間には特別の関係はありません。
取　締　役 (監査等委員)	松　井　大　輔	松井公認会計士事務所　所長 大丸エナウィン株式会社　社外取締役（監査等委員） 当社と上記２法人等との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況および発言状況

区　　分	氏　　名	出席状況および発言状況
取　締　役 (監査等委員)	粕　井　　隆	当事業年度開催の取締役会９回全て、監査等委員会７回全てに出席し、経営コンサルタントとして数多くの企業で経営コンサルティング業務に従事した実績に基づき、発言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	松　井　大　輔	当事業年度開催の取締役会９回中８回出席、監査等委員会７回中６回出席し、公認会計士、税理士として財務および税務分野において豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

仰星監査法人

（注）当社の会計監査人でありました太陽有限責任監査法人は、2018年８月30日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

⑵ 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、ＴＯＮＥ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ．，ＬＴＤ．は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会に、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の業務遂行の状況等を勘案いたしまして、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

⑴ 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けることとする。

② 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査することとする。

③ 内部監査部門の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視するものとする。

④ 取締役は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進することとする。

⑤ 「ＴＯＮＥ株式会社　企業行動規範」を定めてその周知および教育研修活動により、当社グループの役職員が当社グループの価値観、倫理・コンプライアンス経営の重要性を認識するように意識の徹底を図る。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役会・役員会その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備するものとする。

② 情報管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応することとする。

⑶ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす損失の危険を全般的に認識、評価する仕組みを整備するとともに、損失の危険の管理に関連する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備することとする。

② 損失の危険の管理の実効性を確保するために、専門の委員会を設置し、委員会および委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するものとする。

③ 当社および当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生しまたは発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずることとする。

⑷ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営計画については、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行うこととする。

② 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

⑸ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役は、子会社の財務状態、経営成績その他これらに重大な影響を及ぼす事項について、当社に報告する。

⑹ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の施策に準じた適正な業務遂行を行うよう指導する。

② 内部監査室は、子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査を行う。

⑺ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

① 当社の監査等委員会は、従業員に対して補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

② 上記補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

③ 上記補助者は、当社の監査等委員会の命令に従い、監査業務の補助を行わねばならない。

⑻ 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

② 上記にかかわらず、監査等委員が、必要に応じていつでも、取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

③　当社グループの役職員は、当社または子会社の重大な損失、役職員の違法・不正行為等に関して、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

⑼　⑻を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に基づき、当社は、監査等委員会への報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとし、不利益な取扱いを防ぐために適切な措置をとるものとする。

⑽　当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑾　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　取締役社長は定期的に監査等委員と情報交換するとともに、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。

②　監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重しなければならない。

⑿　財務報告の信頼性を確保するための体制

①　取締役社長は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の管理・監督のもと財務報告に係る内部統制を構築・運用・評価する。

②　内部監査室は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制の状況について定期的に監査し、その結果を取締役社長に報告する。

③　監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の構築・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の監査の方法および結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定しております。

また、取締役に管理部の部門長を含めたメンバーで毎月１回経営会議を開催し、経営上の問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しております。さらに、毎月１回取締役および各部門長で部長会を開き、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月１回各部門の実行責任者が集まる管理委員会において、部門間に共通する問題を出し合って部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。

他の部門より独立した位置付けである社長直轄部門の内部監査室は、内部統制システムをよりよく機能させるために、各部門に業務フローおよびリスクコントロールの見直しを常時行わせ、内部監査が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、各部門での活動状況を確認するほか、内部統制・コンプライアンス経営の啓蒙活動にも取り組んでおります。

8. 反社会的勢力排除に関する基本方針

⑴ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

⑵ 当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

9. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

11. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、経営環境、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案して、最適な利益配当を決定しております。

利益配分につきましては、企業体質の強化を図りながらも、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図りながら、新製品開発、生産・販売体制の強化および品質向上を目的とする設備投資などに活用したいと考えております。

このような方針の下、将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、当連結会計年度末の配当につきましては、1株につき60円とさせていただく予定であります。

（注）　本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年５月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**5,209,546**	**流動負債**	**1,241,007**
現金及び預金	909,198	支払手形及び買掛金	660,693
受取手形及び売掛金	1,652,551	１年内返済予定長期借入金	62,960
商品及び製品	1,420,811	リース債務	2,585
仕掛品	401,876	未払法人税等	204,858
原材料及び貯蔵品	770,304	賞与引当金	94,287
その他	60,078	未払金	141,985
貸倒引当金	△5,275	未払費用	55,779
		その他	17,858
固定資産	**2,787,603**	**固定負債**	**265,459**
有形固定資産	**1,798,880**	長期借入金	38,500
建物及び構築物	557,919	繰延税金負債	132,242
機械装置及び運搬具	134,612	退職給付に係る負債	79,498
工具、器具及び備品	21,229	資産除去債務	3,780
土地	1,007,276	長期未払金	8,637
リース資産	504	その他	2,800
建設仮勘定	77,337	**負債合計**	**1,506,466**
無形固定資産	**39,642**		
リース資産	1,888	**(純資産の部)**	
その他	37,753	**株主資本**	**6,207,661**
投資その他の資産	**949,080**	資本金	605,000
投資有価証券	654,359	資本剰余金	182,998
その他	294,721	利益剰余金	5,774,966
貸倒引当金	△0	自己株式	△355,303
		その他の包括利益累計額	**283,021**
		その他有価証券評価差額金	268,992
		為替換算調整勘定	14,029
		純資産合計	**6,490,683**
資産合計	**7,997,149**	**負債及び純資産合計**	**7,997,149**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年6月1日から2019年5月31日まで)

科目	金額	
	千円	千円
売上高		6,177,273
売上原価		3,651,939
売上総利益		**2,525,334**
販売費及び一般管理費		1,544,259
営業利益		**981,075**
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,470	
その他	13,552	38,023
営業外費用		
支払利息	1,308	
その他	1,539	2,847
経常利益		**1,016,251**
特別利益		
固定資産売却益	284,642	284,642
税金等調整前当期純利益		**1,300,893**
法人税、住民税及び事業税	371,965	
法人税等調整額	50,415	422,381
当期純利益		**878,512**
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		**878,512**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年6月1日残高	605,000	163,380	5,040,676	△372,572	5,436,483
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△144,221		△144,221
親会社株主に帰属する当期純利益			878,512		878,512
自己株式の取得				△815	△815
自己株式の処分		19,617		18,084	37,702
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	19,617	734,290	17,269	771,177
2019年5月31日残高	605,000	182,998	5,774,966	△355,303	6,207,661

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2018年6月1日残高	353,514	1,234	354,749	5,791,233
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△144,221
親会社株主に帰属する当期純利益				878,512
自己株式の取得				△815
自己株式の処分				37,702
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△84,522	12,794	△71,728	△71,728
連結会計年度中の変動額合計	△84,522	12,794	△71,728	699,449
2019年5月31日残高	268,992	14,029	283,021	6,490,683

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
   連結子会社の数　　３社
   連結子会社の名称　　ロック株式会社
   ＴＯＮＥ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ.，ＬＴＤ.
   利根股份有限公司
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社のうちＴＯＮＥ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ.，ＬＴＤ.と利根股份有限公司の決算日は３月31日でありますが、決算日の差異が３ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
3. 会計方針に関する事項
   ⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法
   有価証券
   その他有価証券
   時価のあるもの　　当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
   時価のないもの　　移動平均法による原価法
   棚卸資産
   商品・原材料・仕掛品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
   製品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
   貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

⑵　重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　７年～43年 機械装置及び運搬具　４年～15年 工具、器具及び備品　２年～15年
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。なお、ソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

⑷　その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法	従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度における給付相当額及び年金資産を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
②　重要な外貨の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
③　消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務

担保提供資産

建物及び構築物	325,283千円
土地	680,793千円
投資有価証券	309,765千円

担保に係る債務

１年内返済予定長期借入金	62,960千円
長期借入金	38,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,352,436千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,342,600株

2. 配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2018年８月30日定時株主総会	普通株式	144,221	70	2018年５月31日	2018年８月31日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年８月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	124,422千円
②	１株当たりの配当額	60円
③	基準日	2019年５月31日
④	効力発生日	2019年８月30日

配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借入による方針であります。デリバティブはリスクヘッジ目的のみに利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。一部外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、そのリスク回避のため為替予約取引を利用しております。

借入金は運転資金（主として短期借入金）及び設備投資資金（長期借入金）として調達したものであります。借入金については金利の変動リスクに晒されているため、主に固定金利による契約で金融機関より借入を行っております。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では管理部管理課が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
⑴ 現金及び預金	909,198	909,198	―
⑵ 受取手形及び売掛金	1,652,551	1,652,551	―
⑶ 投資有価証券			
その他有価証券	622,739	622,739	―
⑷ 支払手形及び買掛金	(660,693)	(660,693)	―
⑸ 短期借入金	―	―	―
⑹ １年内返済予定長期借入金	(62,960)	(62,960)	―
⑺ 未払法人税等	(204,858)	(204,858)	―
⑻ 未払金	(141,985)	(141,985)	―
⑼ 長期借入金	(38,500)	(38,357)	(142)

（＊） 負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

⑴ 現金及び預金、⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷ 支払手形及び買掛金、⑸ 短期借入金、⑹ １年内返済予定長期借入金、⑺ 未払法人税等、⑻ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑼ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

（注２） 非上場株式（連結貸借対照表計上額31,620千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶ 投資有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	3,129円98銭
１株当たり当期純利益	424円68銭

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得に関する事項

当社は、2019年６月10日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2019年６月11日に取得が完了しております。

１．自己株式の取得を行う理由

当社は、2019年６月10日開催の取締役会において、株式会社マキタとの資本・業務提携契約を解消することを決議しました。株式会社マキタは、当社との資本・業務提携契約の解消に伴い、当社株式を売却する意向を有しており、当社は当該株式売却による株式市場での需給への影響を回避するとともに、資本効率の向上を図る観点から自社株式の取得を行うこととしたものです。

２．取得の方法、取得株式の数、取得価額

⑴ 取得の方法

2019年６月10日の終値にて、2019年６月11日午前８時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）において買付けの委託を行いました。

⑵ 取得株式の数

普通株式　160,000株

⑶ 取得価額

406,720,000円

貸　借　対　照　表

（2019年５月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**5,133,256**	**流動負債**	**1,232,966**
現金及び預金	762,487	支払手形	97,776
受取手形	135,731	買掛金	571,895
売掛金	1,544,620	１年内返済予定長期借入金	62,960
商品	596,716	リース債務	2,585
製品	768,757	未払金	141,148
原材料	715,819	未払費用	53,657
仕掛品	425,265	未払法人税等	193,900
貯蔵品	30,041	預り金	9,194
前払費用	36,719	賞与引当金	94,287
関係会社短期貸付金	23,249	その他	5,562
未収入金	96,177	**固定負債**	**262,275**
その他	2,944	長期借入金	38,500
貸倒引当金	△5,275	長期未払金	5,600
固定資産	**2,909,321**	繰延税金負債	133,467
有形固定資産	**1,585,884**	退職給付引当金	78,627
建物	414,928	資産除去債務	3,780
構築物	7,404	預り保証金	2,300
機械及び装置	60,811	**負債合計**	**1,495,242**
車両運搬具	4,062		
工具、器具及び備品	13,558	（純資産の部）	
土地	1,007,276	**株主資本**	**6,278,342**
リース資産	504	資本金	605,000
建設仮勘定	77,337	資本剰余金	182,998
無形固定資産	**38,974**	資本準備金	163,380
ソフトウエア	26,933	その他資本剰余金	19,617
リース資産	1,888	利益剰余金	5,845,647
ソフトウエア仮勘定	7,536	利益準備金	151,250
その他	2,616	その他利益剰余金	5,694,397
投資その他の資産	**1,284,461**	配当準備金	40,000
投資有価証券	654,359	別途積立金	530,000
関係会社株式	98,029	圧縮積立金	262,797
関係会社長期貸付金	349,293	繰越利益剰余金	4,861,600
保険積立金	135,624	自己株式	△355,303
その他	47,154	**評価・換算差額等**	**268,992**
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	268,992
		純資産合計	**6,547,334**
資産合計	**8,042,577**	**負債及び純資産合計**	**8,042,577**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

(2018年6月1日から2019年5月31日まで)

科　　目	金　　額	
	千円	千円
売上高		6,113,595
売上原価		3,651,312
売上総利益		**2,462,282**
販売費及び一般管理費		1,500,974
営業利益		**961,308**
営業外収益		
受取利息及び配当金	35,986	
その他	15,626	51,613
営業外費用		
支払利息	1,117	
その他	1,478	2,595
経常利益		**1,010,326**
特別利益		
固定資産売却益	284,642	284,642
税引前当期純利益		**1,294,968**
法人税、住民税及び事業税	358,974	
法人税等調整額	50,727	409,702
当期純利益		**885,266**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備金	別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	
2018年6月1日残高	605,000	163,380	－	163,380	151,250	40,000	530,000	169,771	4,213,581	5,104,603
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△144,221	△144,221
圧縮積立金の積立								102,523	△102,523	－
圧縮積立金の取崩								△9,498	9,498	－
当期純利益									885,266	885,266
自己株式の取得										
自己株式の処分			19,617	19,617						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	19,617	19,617	－	－	－	93,025	648,018	741,044
2019年5月31日残高	605,000	163,380	19,617	182,998	151,250	40,000	530,000	262,797	4,861,600	5,845,647

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年6月1日残高	△372,572	5,500,410	353,514	353,514	5,853,925
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△144,221			△144,221
圧縮積立金の積立		－			－
圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		885,266			885,266
自己株式の取得	△815	△815			△815
自己株式の処分	18,084	37,702			37,702
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△84,522	△84,522	△84,522
事業年度中の変動額合計	17,269	777,931	△84,522	△84,522	693,409
2019年5月31日残高	△355,303	6,278,342	268,992	268,992	6,547,334

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料・仕掛品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
製品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　７年～39年 機械及び装置　４年～10年 工具、器具及び備品　２年～15年
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。なお、ソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度における給付相当額及び年金資産を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務

担保提供資産	
建物	325,283千円
土地	680,793千円
投資有価証券	309,765千円
担保に係る債務	
１年内返済予定長期借入金	62,960千円
長期借入金	38,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,301,505千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	159,437千円
短期金銭債務	24,040千円

4. 取締役に対する金銭債務

短期金銭債務	27,500千円
長期金銭債務	5,600千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	162,979千円
仕入高	44,871千円
販売費及び一般管理費	19,530千円
営業取引以外の取引による取引高	19,700千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	268,885株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	11,141千円
賞与引当金	28,851千円
貸倒引当金	1,614千円
たな卸資産評価損	145,361千円
長期未払金	1,713千円
少額減価償却資産	586千円
退職給付引当金	24,060千円
資産除去債務	1,156千円
関係会社株式評価損	3,060千円
その他	18,344千円
繰延税金資産小計	235,892千円
評価性引当額	△130,502千円
繰延税金資産合計	105,389千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△115,873千円
その他有価証券評価差額金	△122,984千円
繰延税金負債合計	△238,857千円

繰延税金負債の純額	△133,467千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TONE VIETNAM CO. , LTD.	所有 直接 100.0%	資金の貸付	貸付金の回収	15,906	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	17,249 349,293
				利息の受取	11,480	—	—
			当社グループの製品の製造	原料等の有償支給及び加工製品の購入	44,871	未収入金 買掛金	88,893 24,040

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 原料等の有償支給及び加工製品の購入については、損益計算書上純額で計上しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

⑴ 原料等の有償支給及び加工製品の購入価格については、総原価を勘案し交渉の上決定しております。

⑵ 子会社に対する貸付金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　3,157円30銭

1株当たり当期純利益　427円94銭

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得に関する事項

前記の連結注記表「重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年７月８日

ＴＯＮＥ株式会社
取締役会　御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　寺　本　　悟　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　洪　　誠　悟　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＴＯＮＥ株式会社の2018年６月１日から2019年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＮＥ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年６月10日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2019年６月11日に取得が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年７月８日

ＴＯＮＥ株式会社
取締役会　御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺本　悟　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	洪　誠悟　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＴＯＮＥ株式会社の2018年６月１日から2019年５月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年６月10日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2019年６月11日に取得が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年６月１日から2019年５月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年７月12日

ＴＯＮＥ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　西　岡　　求　㊞

監査等委員　粕　井　　隆　㊞

監査等委員　松　井　大　輔　㊞

（注）　監査等委員粕井隆及び松井大輔は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、業績に応じた利益配分を基本としつつも、株主の皆様への安定的な配当の維持も重要と認識し、さらに将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当連結会計年度末の配当につきましては、１株につき60円とさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

1. 配当財産の種類
   金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
   当社普通株式　１株につき金60円　　総額　124,422,900円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2019年８月30日

第２号議案　定款一部変更の件

1.変更の理由

(1)当社は新たに執行役員制度を導入することに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の員数を見直すこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を「10名以内から４名以内」、監査等委員である取締役の員数を「４名以内から３名以内」に変更するものであります。

(2)従業員の最高位として執行役員を任命し、業務執行の権限と責任を明確にすることで、会社の方針に基づく業務執行の迅速性・機動性の向上を図るため、第23条（執行役員）を新設するものであります。

(3)取締役会の決議の省略は、会社手続きを明確にするため、条文を変更するものであります。

(4)上記の条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第５条　（条文記載省略）	第１条～第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第11条　（条文記載省略）	第６条～第11条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第17条　（条文記載省略）	第12条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、４名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、３名以内とする。
第19条～第22条　（条文記載省略）	第19条～第22条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（執行役員） 第23条　取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。 ２．執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める執行役員規程による。
第23条～第25条　（条文記載省略）	第24条～第26条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第27条～第40条　（条文記載省略）	第28条～第41条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

まつ　むら　しょう　ぞう
松　村　昌　造

再任

生年月日　1954年７月30日生

所有する当社の株式数　21,700株

略歴および重要な兼職の状況	
1977年４月	当社入社
2003年６月	当社開発部長、開発センター長
2004年８月	当社取締役
2009年７月	当社常務取締役
2014年８月	当社代表取締役・取締役社長
	現在に至る

【取締役候補者とした理由】

候補者は、2004年８月の当社取締役就任以降、開発部長、製造本部長、品質保証部長等を歴任し、2009年７月から2014年７月まで常務取締役、2014年８月から代表取締役・取締役社長として強いリーダーシップを発揮しており、その豊富な経験と企業経営・組織運営に関する幅広い知識を有し、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

（注）1.　当社における地位および担当は、事業報告（９頁）に記載のとおりであります。
2.　松村昌造氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 2

矢野 大司郎（やの だいじろう）

生年月日　1957年４月26日生

再任　所有する当社の株式数　13,600株

略歴および重要な兼職の状況

1981年４月　当社入社
2000年９月　当社製造部次長
2006年３月　当社製造本部副本部長
2006年８月　当社取締役
2015年８月　当社常務取締役
現在に至る

【取締役候補者とした理由】
候補者は、長年にわたり、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。2006年８月から2015年７月まで取締役、2015年８月から常務取締役を務め、営業部門の責任者として同部門の成長に貢献してきました。それらの実績とリーダーシップは当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

（注）1. 当社における地位および担当は、事業報告（９頁）に記載のとおりであります。
2. 矢野大司郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 3

平尾 昌彦（ひらお まさひこ）

生年月日　1959年12月１日生

再任　所有する当社の株式数　7,500株

略歴および重要な兼職の状況

2001年11月　当社入社
2009年８月　当社開発部長、開発センター長
2012年６月　当社河内長野工場長、製造部長
2012年８月　当社取締役
現在に至る

【取締役候補者とした理由】
候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門における豊富な経験、高い見識を有しております。それらの経歴を通じて培った経験やリーダーシップは、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

（注）1. 当社における地位および担当は、事業報告（９頁）に記載のとおりであります。
2. 平尾昌彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 4

ひら　お　もと　ひろ
平　尾　元　宏

再任

生年月日　1968年11月11日生
所有する当社の株式数　2,500株

略歴および重要な兼職の状況

1991年４月　当社入社
2009年８月　当社製造本部製造部次長
2012年６月　当社開発部長
2015年８月　ロック株式会社　代表取締役
2018年８月　当社取締役
2018年10月　利根股份有限公司　董事長
現在に至る

（重要な兼職の状況）
ロック株式会社　代表取締役
利根股份有限公司　董事長

【取締役候補者とした理由】
候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門・製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。それらの経歴を通じて培った経験やリーダーシップは、当社の事業運営に関する相当な知見を有しているものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

（注）1. 当社における地位および担当は、事業報告（９頁）に記載のとおりであります。
2. 平尾元宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社における役員報酬制度見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額36百万円以内といたします。

当社の対象取締役の報酬等の額は、2016年８月30日開催の第81回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とご承認をいただいておりますところ、かかる報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給するものとし、報酬等の額についての変更は行わないものといたします。

現在の対象取締役は４名でありますが、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は引き続き４名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会に基づき、本議案により支給される報酬としての金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年15千株以内（ただし、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

（2）譲渡制限の解除
当社は、本割当株式の交付後最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
ただし、本割当株式の交付後最初に到来する定時株主総会の開催日の翌日以降、譲渡制限期間の満了日までに当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任または退職した場合には、当社は、本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。
（3）無償取得事由
本割当株式の交付後最初に到来する定時株主総会の開催の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
ただし、当社の取締役会が退職事由を正当と認めた場合には、本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。
（4）組織再編等における取扱い
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社になる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編などに関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編などの承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編などの効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
（5）その他取締役会で定める事項
上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】
1．本割当株式の譲渡制限期間は30年としておりますが、対象取締役が、最初に到来する株主総会の翌日以降、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する場合には、その時点で譲渡制限を解除することで、実質期には対象取締役が上記の地位を退任または退職するときまでとなります。これにより対象取締役は、在任期間を通じて本割当株式を長期安定的に保有することになります。
2．本制度において、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員および管理職に対し、取締役会決議により譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

以上

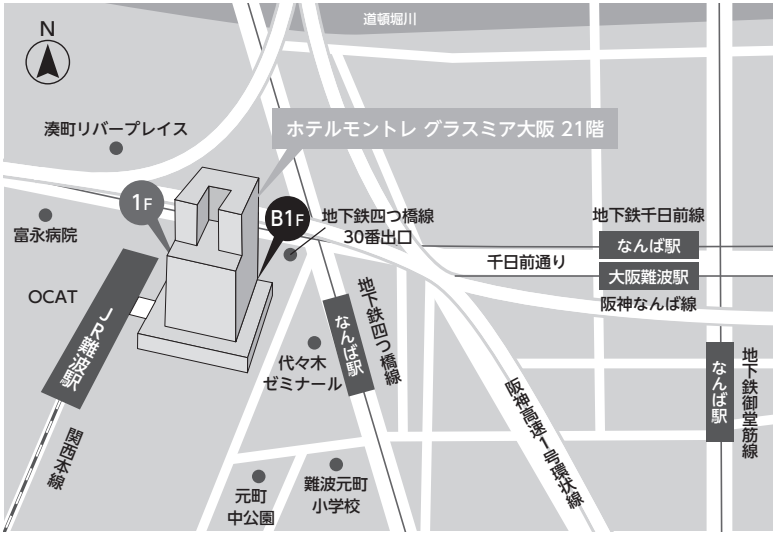
MEMO

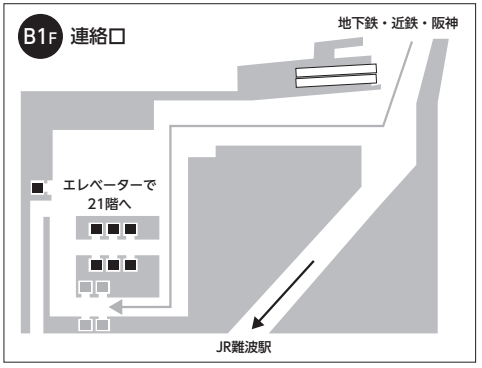
MEMO

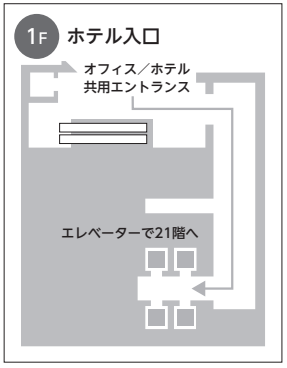
株主総会
会場ご案内略図

会　場　大阪市浪速区湊町１丁目２番３号
　　ホテルモントレ　グラスミア大阪　21階　「ブルーベル」
電　話　06−6645−7111（代表）
※マルイト難波ビル１Ｆ及びＢ１Ｆにホテル用入口がございます。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配付を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。







電　車

▶ 南海なんば駅
3F北改札or2F中央改札より
徒歩約10分

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、地下道30番出口にて直結

▶ 地下鉄四つ橋線なんば駅
B1F北改札より徒歩約1分

▶ 地下鉄千日前線なんば駅
B2F西改札より徒歩約2分

▶ 地下鉄御堂筋線なんば駅
B1F北西or北東改札より徒歩約5分

▶ 近鉄・阪神大阪難波駅
B2F西改札より徒歩約2分

ＪＲをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

▶ ＪＲ難波駅
B1F改札より徒歩約1分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。

UD FONT